

監 査 委 員

市の事務の管理及び執行等が、法令に適合し、正確で経済的・効率的かつ効果的に運営されているかどうか、財務的又は行政監査的観点から「新居浜市監査基準」に沿った監査等を実施するとともに、公営企業会計にあつてはその経営状況等を含め審査・指導している。

1 委員構成

定数 3人（識見委員2人、議選委員1人）

2 主な業務

(1) 定期監査

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的になされているか、あわせて、市の事務の執行について行政監査的視点で、毎会計年度1回以上、定期的に実施している。

(2) 工事監査

市の発注した工事が、設計図書及び構造計算書等に基づき、安全性の確保を中心に、合理的かつ効率的に施工されているかについて、必要に応じ監査を実施している。

なお、監査の一部を補完する目的で、技術的な調査を外部に委託し、技術的側面からも実施している。

(3) 財政援助団体等監査

市が財政的援助をしている各種団体等に対し、市の援助等に係る出納、その他の事務の執行に関して、必要に応じ監査を実施している。

・令和6年度実績

補助金交付団体等：新居浜市スポーツ協会

公の施設の指定管理者：新居浜市営住宅管理
グループ

(4) 決算等審査

市長より提出された決算書及び関係書類について、計数の正確性、予算執行の適否等について審査している。

また、平成19年度決算から健全化判断比率等についても審査している。

(5) 例月現金出納検査

毎月、例日を定め会計管理者並びに市長から提出された収支の証拠書類、帳簿等について詳細に確認し、現金管理の状況等出納機関の適正な事務処理を客観的に検査している。

3 監査等の結果に関する報告及び公表

監査の結果に関する報告は、議会及び市長並びに関連する行政委員会にその結果を提出するとともに公表する。

監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考として、措置を講じたときは監査委員に通知する。この場合には、当該通知に係る事項を公表する。

決算等審査の結果については、審査意見を市長に提出し、例月現金出納検査の結果に関する報告は、議会及び市長に提出している。